

間はできる。補助によってお互いの負担額は決ってくるので、この間は先程から課長もその面の負担が「くらなるければ検討もできる」とそこに問題があるんじゃないかと思えます。

18番

「かえれば、これはらくになつた代りに金が出るということですよ。」

経済民生教育委員長

結果的にはそうなりませんか。しかし負担自体は、労力を頼んでできる。従来積込みをさせておつたのが、これが省けるといふだけでして、或いは、3名産によつたのが、1人分であるならそれだけの労力も助かるし、それから賃金も助かるといふことですから非常にいいことではないかと思つておられます。

18番

当局に対しては、この陳情に対して助成する場合、市は条例つておられますので、このうち何拾パーセントしか助成できないかと思えます。そこで直接生産農家と関係のある農協に対して、生産農家の出費を軽減するため、農協とも色々折衝する面があるかと思えますが、この面は農協と話し合ふ必要はないかと思つておられます。

かありますか。

農林課長

お答えいたします。去った20日から21日
だったかと思っておりますが水ども専務とある
会合で一諸になりましたので、その問題
にちよつと触れて近いうちに農協と具
体的に打ち合わせをいたすからという
ことで話しはしてありますか。まだ具
体的に打ち合わせはしてありません。具体的
に打ち合わせを色人などから検討し
たいと思っております。

18番

おっしゃることは、茶の話しです。あ
る会場でついでに話したということにし
よう。

農林課長

具体的に農協との打ち合わせはやってあ
りません。

18番

そういう考えはもつてありますか。

農林課長

考えは持っております。

10番

とこのことはです。今でもキビ代は安
 搬入するのに労力がいる。そこでこの
 運転手も必要だということも陳情され
 ていこうと思うんです。そこで生産の負担
 をもっと軽減するためあらゆることを
 考慮して、生産農家に対して、便利を考
 えるという態度が私は欲しいと思
 うんです。

農林課長

十分農協とも調整してやりますと思
 います。

11番

念を押しておきます。今回の質疑応
 答の中で或いは又私が市長に対して
 質問した中で感じたことは何かしら
 はっきりした態度が見受けられる課
 でござります。何か逃げ口上をされて
 いるような感じが致します。

その中で特に課長の必要性がはっきり
 わかっております。これはどうしても運用
 の面を十分考えなければ、確かに必
 要であるというわけがやたらと「うよう
 う」ときはっきりおっしゃっております。
 ところが先程、市長の答弁によると「~~今~~
 今年度はできな」と、次年度にしかで
 きない」というようなこともほのめかしてあつ

大誤であります。ほんとうにやろうと
う今、意思表示をしたし、或いは又、必
要だという必要性を認めてあります。
そうであるならば、予算措置は今年度内
に私は可能だと思っておりますが、そう
一回市長に確認してみたいと思つて
あります。なほほど検討は必要であり
ます。十分農協との打ち合わせの必要
もござります。そこで検討する余裕は
いくらでもござりますけれども、その時期ま
でに済ませ、検討を終えて、今確認し
たような必要性が十分あるとするなら
ば、予算措置は年度内でも可能である
かどうか、それについてお伺いします。

市長

一応十分に検討して、これがかなう
れるならば、おそろく可能だと思つて
います。問題は、この機械を動かすのは、今
まで、運転手は、運搬する運転手でござ
りますから、この運転手がそれを積込
む場合に、いくらアップするか、今まで、
上がった手数料がアップになりますか
ら、そして補助の分の不足の分はどうと
るか、農協が補助してもらうか、その
う問題も十分に話し合つて、これが決
まれば、一応可能だと思つています。

議長

休憩いたします(正午12時19分)
再開いたします(〇 12時19分)

議長

外に質疑も尽きたようでありますので
質疑を終りますと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を終り併
せて市長の報告も終了です。

議長

日程第14 議案第34号 直野渉市児童手
当支給条例についての討論を求めます。

議長

討論を有略いたしましたと思っておりますが、
ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、討論を有略
いたしましたして表決に付します。

議長

本議案に対する市長の報告は可決です。

ります。委員長の報告通り決まることにご
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、委員長の報
告通り決まることに決定いたしました。

議長

日程第15 議案第35号 直野湾市営住宅
設置および管理条例の一部を改正する
条例についての討論を求めます。

議長

討論を省略いたしますと思っておりますが、
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を省略いた
しまして表決に付します。

議長

日程第15 議案第35号 直野湾市営住宅
設置および管理条例の一部を改正する
条例については、本案に対する委員長の報
告は可決であり、委員長の報告通
り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませぬので、委員長の報告通り可決することに決定をいたしました。

議長

日程第16 議案第36号 直野湾市屠畜場の設置および管理に関する条例についての討論を求めます。

議長

討論を省略いたしますと思っておりますが、ご異議ございませぬか。

議長

ご異議ございませぬので、討論を省略いたします。若決に付します。

議長

議案第36号 直野湾市屠畜場の設置および管理に関する条例についてを表決に付します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告通り決することに、ご異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんかと、委員長の報告通り可決することに決意をいたしました。

議長

次日程第17 陳情第15号 甘蔗積込機購入助成についての討論を求めます。

11番

質疑応答の中で十分確認してありまして、大変喜んであります。一応私の意見を簡単に申し上げまして、討論にかえたいと思っております。陳情第15号 甘蔗積込機購入助成についての陳情でありますけれども、結論から申し上げますと委員会の決定通り全面的に賛成です。理由はご承知のように、福岡市長は、今莫大な資金をさうして、養蠶事業に専念してあります。

農家の今後の転換の一つとして、それに対して異議はさす余地はございませんけれども反面キビを作っては、農家並みに早稲沿いの農家に対しては、今離農する人達並みに農家の所得が減収並みに農家所得がへって来よう状態であります。その通り見殺しにしようとするに当たると、宜野湾市の農業は現実の問題としてどうなるかというふうなことを考えた場合、この辺で現実の

問題も十分とらえて、そして少しでも
キビ作農家の経費の軽減をはかってき
して、農家の所得をノセムでもノセムで
も引き上げの義務があるかと私は
思っております。そうだったような意味
合いで大変この陳情は時宜に適した
ところの陳情であり反面キビ作農家
からの矛に対する不満がここに現われ
て来ておるといふふうなことで、幸直にこ
の問題をみじかな問題として、現実の
問題としてとらえて頂いて、早目にその
対策をねってもらう、と、いふふうな希
望を申し上げまして、早目に陳情者に
答える措置をして頂き、と、いふふう
にお願いを申し上げて、討論にかゝら
と思っております。

議長

外にのようでありますので、討論を
打ち切り、と、思いますが、ご異議ご
ざいせんか。

議長

ご異議ございせんので、討論を打
ち切りまして、表決に付します。

議長

日程第17 陳情第15号 甘庶積込機購
入助成についで、表決に付します。

議長
本案に対する委員長報告は採択であります。

委員長の報告通り採択することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長
ご異議ありませんので、採択することに決定をいたしました。

議長
以上もやまして、午前の日程を終ります。午後は2時から再び本会議を開きます。教育委員会関係の案件の審議に入りたいと思っております。

尚、時間があれば教育委員会の予算にも入りたいと思っておりますので、そのご準備を頼みたいと思っております。

議長
休憩いたします。(正午12時27分)

議長
定足数に達しておりますので、冒今より午後の本会議を開きます。
(午後2時6分)

議長

午前に引き続き常任委員会報告を行なうことと思ふ可。

議長

休憩 12分 (午後2時6分)

再開 12分 (午後2時10分)

日程の18 議案第48号 直野湾区教育委員会学校給食共同調理場設置規則の一部を改正する規則について、日程第19 議案第49号 直野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則について、日程第20 議案第50号 直野湾区教育委員会職員給与に関する規則の一部を改正する規則について、日程第21 議案第51号 直野湾区教育委員会職員職階、初任給昇給昇任等基準に関する規程の一部を改正する規程について、日程第22 議案第52号 直野湾区教育委員会報酬及び費用弁償等に関する規則の一部を改正する規則について、日程第23 議案第54号 直野湾教育区立学校職員の給与並に旅費支給に関する規則の一部を改正する規則について、日程第24 議案第55号 直野湾区教育委員会職員の扶養手当に関する規程について、日程第25 陳情第14号 校地拡張のため、用地買収方針陳情書。以上、8案案件について、経

6月10日の本会議にありまして、経済民生
教育常任委員会の方に審査を付託して
ありましたが、審査が終了いたしました。報告書が
参っております。直ちに経済民生教育常任委員長の
天久盛雄さんに報告を依頼致します。

経済民生教育常任委員長

経済民生教育常任委員会の審査のご報告を申し上げます。

先程、日程に上りました8案件につきまして、議案第48号 共同調理場設置規則の一部を改正する規則につきまして、一応附帯意見をつけまして、原案通り決定をしてあります。附帯意見と申し上げますのは、共同調理場の設置規則はあつたが、単独調理場の設置規則はあつたが、定数規則の中に調理人は入つてあつたが、この単独調理場の調理人の設置の基礎としようか規則はあつたが、早急に設置規則を単独調理場の規則をあり込んで完全なる規則にすべきだという附帯意見を付けてあります。議案第49号につきましては法改正によりますところの定数規則でございまして、数に於いては、従来ものと変りはございませぬ。それから議案第50号の委員会の給与に関する規則の一部を改正する規則につきまして法改正による

ど=らの改正でございまして、先程可決に
 なりました。23号に付随しまして、総務
 委員会の方で決定されておりました。内
 容としては、本委員会としては十分な3校
 討はしてあります。総務委員会でこ
 の案は十分な3校討をしたというこ
 で、一応は内容に於いては変りはありませ
 んのので、原案通り決定してあります。

それから51号につきましても23号に肉
 連する~~案~~でございまして、この中に調理
 人とか職階の調理人共同調理場運転
 手等の職階がございしますが、内容に於
 いて従来と変りはないので、原案通り決定
 してあります。

それから52号につきましても議案第22
 号と関連するものでございまして、一応
 議案第22号と変るところは、公民館の5
 ドルと、薬剤士の年間45ドルの報酬額
 がございしますが、この案も妥当なる額だ
 と原案通り承認してあります。

議案第54号の給与並のに旅費支給に
 関する規則の一部を改正する規則に
 つきましても23号と関係はなして
 内容に於いては、変りはございませんの
 で、委員会としては審議は有りました。
 総務委員会の決定通り承認したして
 あります。

議案第55号につきましても同じことで
 ございします。陳情第14号につきましても

校地拡張のための用地買収方針陳情書に
つきましても理場を一度調査したとして
て、将来の教育施設計画立案の上から
早急に購入すべきであるという結論
論に達して、本陳情書を採択すべ
きであると決定したとあります。以上着
査のご報告を申し上げて、質疑にお
答えしたいと思っております。

議長

と今の委員長の報告に対する質疑を許
します。

議長

休憩いたします(午後2時20分)

再開いたします(午後2時20分)

議長

と今の委員長報告に対する質疑もな
うでありますので、質疑を終りますと思
います。ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑を終り併
せて委員長の報告も終了します。

議長

議案第48号 宜野湾区教育委員会学校給
食共同調理場設置規則の一部を改正する

規則についての討論を求めます。

議長

討論を省略いたしました。表決に付したかと思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしました。表決に付します。

議長

議案第48号 直野湾区教育委員会学校給食共同調理場設置規則の一部を改正する規則について表決に付します。

議長

本案に対する委員長報告は承認であります。委員長の報告通り承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、委員長の報告通り承認することに決定をいたしました。

議長

次は議案第49号 直野湾区教育委員会

職員定数規則の一部を改正する規則
に対する討論を求めます。

議長

討論も省略を「たした」と思いますが
ご異議ございませぬか。

議長

ご異議ございせんので 討論を省略
いたしました。表決に付します。

議長

議案第49号 宜野湾区教育委員会職員
定数規則の一部を改正する規則につ
いて表決に付します。

議長

本案に対する委員長報告は承認であ
ります。本案は委員長の報告通り承認す
ることにご異議ございませぬか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませぬので、承認すること
決定をいたしました。

議長

議案第50号 宜野湾区教育委員会職員

職員給与に関する規則の一部を改正する規則に対する討論を求めます。

議長

討論も有略を「大した」と思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませぬので、討論も有略「大した」して、着決に付します。

議長

議案第50号 直野淳正教育委員会職員給与に関する規則の一部を改正する規則について表決に付します。

議長

本案に対する委員長報告は承認であります。

本案は委員長の報告通り承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませぬので、委員長報告通り承認することに決定を「大した」。

.....

議長

次議案第51号 直野湾区教育委員会職員の職級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程について討論を求めます。

議長

討論を有略「スレ」かと思「ますが」ご異議ござ「りませんか」。

議長

ご異議ござ「りませんか」で、討論を有略「スレ」して、表決に付「す」ります。

議長

日程第21 議案第51号 直野湾区教育委員会職員の職級、初任給、昇給、昇任等の基準に関する規程の一部を改正する規程について表決に付「す」ります。

議長

本案に対する委員長報告は承認であり「ます」。

本案は委員長の報告通り承認することに「して」ご異議ござ「りませんか」。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、原案の通り決す
ることと決定をいたしました。

議長

次日程第22議案第52号 直野湾区教
育委員会報酬及び費用弁償等に関する
規則の一部を改正する規則に対する
討論を求めます。

議長

討論を省略いたしますと思っておりますが、
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略
いたします。表決に付します。

議長

議案第52号 直野湾区教育委員会報酬
及び費用弁償等に関する規則の一部を
改正する規則について表決に付します。

議長

本案に対する委員長報告は承認で
あります。

本案は委員長報告通り承認すること
にご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、原案の通り承認することに決定をいたしました。

議長

次、日程第23 議案第54号 直野湾教育区立学校職員への給与並に旅費支給に関する規則の一部を改正する規則についての討論を求めます。

議長

討論も省略したかと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論も省略して表決に付します。

議長

議案第54号 直野湾教育区立学校職員への給与並に旅費支給に関する規則の一部を改正する規則について表決に付します。

議長

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長の報告通り承認

することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、原案の通り承認
することと決定をいたしました。

議長

次、日程第4、議案第55号 直野湾区教
育委員会職員の扶養手当に関する規程
程についての討論を求めます。

議長

討論を有略したかと思えますが
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を有略
いたしました。表決に付します。

議長

議案第55号 直野湾区教育委員会職
員の扶養手当に関する規程について表
決に付します。

議長

本会に対する委員長報告は承認で
あります。本会はその報告通り承認

するにせよご異議ございませんが。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、原案の通り承認することに決定をいたしました。

議長

次、日程第25 陳情第14号 校地拡張のため、用地買収方針陳情書に対する討論を求めます。

8番

陳情第14号に対して、討論を行いたいと思います。

陳情の14号は、普天間小学校から分枝した学校でござりますが、当時も道が小さく、大きな問題をかまされた訳でござりますが、しかしながら理実といたしても、基準面積に70%であると特に運動場のときは、その基準の半分しかなく、そして日常の体育指導にも支障をきたしてあるというふうな内容でござります。

あきらく直野湾市内に拓きましては運動場の150mのコースしかとれないという箇所は普天間第一小学校だけではないかと思う次第でござります。又、

公立即租園にいたしまして敷地がな
 ために普天間第一小学校だけがやまを
 す公立がでなく、その区域が各々の公
 民館、事務所にある私立即租園を持
 ったもの現象でござります。それから時期
 におきましても幸しくして今ならば程度
 の値段で購入入手しやすかと思ひます。
 そういふ観点からいたしまして、将来の学
 校の（聴取可能）方から是非とも早
 急に求めなければならぬと、又、購入
 する時期に於いても今がチャンスであると
 考える次第でござります。

（おしなから）今の主管局は、教育委員会
 でござります。予算面におきましては
 どうしても市の予算を援助をまたなけ
 ればいかぬと思ひます。そこで私は教
 育委員会に勿論のこと市長の自ら教育
 委員会から話されるまでもなくその拡張
 の敷地購入のために市長の自らのその
 対策に當って頂きたかと思ひます。

あつちの観望からいたしまして第一小
 学校の場合には、その敷地が狭く教育
 体育の面に大きな支障をきたしてある
 ふうでござります。早目に購入して
 いただきたかと思ひます。さういふ観望
 からいたしまして、障情第一等は校地
 拡張のための用地買収障情は、当然
 採択すべきものに賛成をいたすもので
 ござります。以上討論を終ります。

議長

外の討論もな"よう"で"ござ"い"ます"が
討論を終る"こと"に"ご異議"ござ"い"ません
か。

議長

ご異議"ござ"い"ません"ので、討論を終
り"こと"に"ご異議"ござ"い"ません"か。

議長

ご異議"ござ"い"ません"ので、討論を終り
表決に付します。

議長

陳情第14号、校地拡張のための用地
買収の陳情書について表決に付します。

議長

本陳情に対する委員長報告は採択
であります。

本陳情は委員長の報告通り採択する
ことに"ご異議"ござ"い"ません"か。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議"あり"ません"ので、採択する"こと"
に決定を"した"しました。

議長
休憩 11 分 31 秒 (午後 2 時 31 分)

議 長

両席の報告(午後二時三十分)

議 長

日程等。議案及び市野漢教育に干渉繰越
の可否を日程の報告。

議 長

本案に対する理事者の説明を聴取の報告
をす。

教育次長

1971年度の市野漢教育に干渉繰越の承認の
の可否の報告。校舎建築の工事の全年度に
干渉の報告。その繰越を承認しないことを
示すと思ふ。

議 長

本案に対する質疑を許す。

1 番

繰越の工事請負の可否の質問の報告。その
問に対する回答は、答弁の方向はどの程度も結構
なところから回答を聴取し致す。

普天間第一小学校の56.471ドゥ。大山小学校の
73.850ドゥ。普天間中学校の77.751ドゥの繰越承
認の可否の報告。契約年月日と竣工年月日
の報告。その回答を聴取し致す。

余計係

只今の町電向の第一番目の普天間第二小学校の
工事は、二小は初回は当初1月4日から2月1日まで
の契約工事進行の状況は、中向の普天間
奥の事情により、工事が一時中止の状況にあり、
5月5日に再契約の状況にあり、5月5日から再契約
は9月30日までとなること。

二小から次の大山小学校の73,850千円は、
二小は去る22日に入札の状況にあり、6月28日
契約は7月4日から、1992年2月28日まで
の契約となること。

次の普天間中學校、二小は当初から2月22日
から10月19日までとなること。

1 番

特に普天間の大山小学校が7月4日から
着工し、来年の2月28日まで竣工するものと
なるとの状況にあり、二小は7月4日に申し渡す
72会計年度の予算からその人件費を捻出する
ことになり、71会計年度内の契約を結ぶ契約
の状況は、その理由を町長に報告する。

余計係

二小は政府からの予算が足りず、二小から
二小から二小の政府からの指示により、設計
開始の款があり、更に設計を開始してから
政府との調整を必要とする。予算面では
調整を必要とする。二小は政府からの指示
により、入札による全部政府と打ち合
す。

と、いよいよ、理由をいって、全体の政府の予算事情が、いよいよ、解決する。これは政府の指示に即して、いよいよ、あり得る。

1 番

只今から、今後、方針から政府の指示に即して、いよいよ、あり得る。これは、省野澤教育区、校舎建築の、いよいよ、あり得る。消極的、校舎に見受けられる。これは、いよいよ、あり得る。

政府の指示、いよいよ、あり得る。これは、教育委員会の、いよいよ、あり得る。これは、校舎建築、いよいよ、あり得る。これは、教育委員、教育委員、いよいよ、あり得る。

教育次長

教育次長、校舎建築の、いよいよ、あり得る。これは、政府の、いよいよ、あり得る。これは、校舎、いよいよ、あり得る。これは、校舎、いよいよ、あり得る。これは、校舎、いよいよ、あり得る。これは、校舎、いよいよ、あり得る。これは、校舎、いよいよ、あり得る。これは、校舎、いよいよ、あり得る。

1 番

同上、いよいよ、あり得る。

議 長

本案の、いよいよ、あり得る。これは、いよいよ、あり得る。これは、いよいよ、あり得る。これは、いよいよ、あり得る。これは、いよいよ、あり得る。これは、いよいよ、あり得る。

議 決

仰異議ごぞいのやせんか、本案に対する賛成
を希望する。

議 決

本案に対する討論を求めらる。

議 決

討論を省略したい。表決に付しければ
思いますが、仰異議ごぞいのやせんか。
(異議なし)

議 決

仰異議ごぞいのやせんか、討論を省略したい
としたい。表決に付する。

議 決

議案第62号 臨時教育委員会組織規程の
表決に付する。

議 決

原案通り承認するに付し、仰異議ごぞいのや
せんか。

(異議なし)

議 決

仰異議ごぞいのやせんか、原案通り承認する
に付し、決意を述べらる。

議 決

日程第27. 議案第61号. 1971年度富野済教育に
关する補正予算のついてを日程に定める事.

議 決

期説を省略することに. 本案に対する説明を
附録に致しする.

教育次長

1971年度富野済教育に关する補正予算のついて
は. 教育委員会法第47条に於いて. 一の補正予
算を提案することと定められており.

議 決

本案に対する質疑を許しする.

議 決

休憩にする(午後2時42分)

再開にする(午後2時50分)

お 尋

一の補正予算の全般的なものが大抵に. 殆
んどは款項の種類が数ヶ所をさしおいており.
その予算の性質がどうなるか. 71年度はあ
らうと見られるが. 今今の質問の
通りである. 少しづつが中絶する人である. 予算は
これらもう既に原由が述べられている人である.

合計係

概ねおなじり、支出負担行為の起す小入、全額
のあつたことである。

8 番

支払のつた、～合計係～のり。

8 番

前より金額は、全部戻す小入のりである。こ
の小入相当額、支払のりから支払のりから
とらえては、相当額の補正が現れて
りたことである。

合計係

つたことである。

8 番

59,000 余りのりである。

合計係

つたことである。59,000 以上のりである。こ
の過大見積りからいふと、支払のり
の減りがある。

8 番

ここの見積り多額の予算と、この予算総計
の見積り多額の差が、このりである。こ
れから、この見積り多額のりがある。
1番と、この原因は、ここのりである。原因は、ここのりである。

のりす。尤も原因はこれにありす。

全訂係

これに、当初予算の場合に、小口主に政行予算にありす。当初予算編成の場合に政行の指示に即し、一応予算は編成す。然し、不足のある場合に、中途に補正を出し、そのうちから小口に振り替へん。これに、予定に超過をあたへん。これに、最終に補正を出し、予定に当初から振り替へる。最終に補正を出し、予定に振り替へる。この政行の指示、当初予算、当時の指示に即し、補正令の流すことにより、振り替へる。

8 番

収入、政行支出令、負担令、教職員給与負担令に振り替へる。これに、当初に大部分の人を振り替へる。これに、その程度当初に教員の数、給与体系等、そのうちを即ち、そのうちを振り替へる。そのうちを振り替へる。そのうちを振り替へる。そのうちを振り替へる。

全訂係

只今申し上げます。これに、当初予算に振り替へる。これに、政行の補正と理給の補正とを同様に訂正して振り替へる。指示に即し、訂正に即し、振り替へる。そのうちを振り替へる。そのうちを振り替へる。そのうちを振り替へる。そのうちを振り替へる。

す。今年の場合に於ても、少く人員数を増すべく見積りたすとも原因は同じである。

ア 番

その中にあることも政府は数字の増加に注意し、指導助言は全然なすべからざるにやむを得ない。殆んど校舎建築関係は今先の説明がおりては繰越関係は、先きの繰越議決では、例年比較は少しなり、今年の特長は、このように専ら当初予算と相当の経費が生じているというべきである。先程の御説明に於けると、当初の教員採用は、見積りより少し採用した。これは人員費がその枠内に入らなかったという説明に於けるのである。児童生徒数が増え、当初予算内容からいって場合により、先きの説明に10名採用予定の教員が、いよいよそれだけ採用したから、その枠内当初の見積りから経費は入らなかった。

全部係

その中、そのと全部をせよ下され。その意味は、おのりである。全体的に給与に於ては、11-12-13-14、理論の増分を加えて増額を計上するに於ては、指示、それから人員の増減、予算は、そのと申しあげた。神倉員は、おのりである。神倉員は、おのりである。全体の意味は、おのりである。

8 番
補完費の予定は、前も同様、予定通り補完しはかつた
という意味です。

合計係
ありません。

8 番
このうち、そのうち、莫から、前も同様、
の増減は、

合計係
このうち、関係は、前も同様、
先立の莫増減は、前も同様、
1. 主たる増減は、関係は、

減 欠
休憩の欠（前も同様 59分）
所定の欠（前も同様 59分）

19 番
5頁の、関係は、前も同様、
の6,480ドの減は、前も同様、
の増減は、前も同様、

合計係
このうち、関係は、前も同様、
前も同様、前も同様、
このうち、関係は、前も同様、

19 番

一 亦普天間の割り当り小帳も、

余計係

又、割り当り小帳の不備は、二小帳
現年中に割り当りしたる。二小帳一昨年設置
認可のりりとした。従来は設置と同時に
設置の翌年は大体、知能国令の割り当り
104とした。又、割り当り未了予算を
予りした。折し普天間の場合は、普天間
二小帳に移す。二小帳余分は、外
充ては一杯。今普天間係は、余
分当分停てくれ。二小帳用は、
12。二小帳最終は、割り当り
した。

19 番

先程は、1番の人の、買向あり
并護士手数料。二小帳先程基準
各所は、一回は、二小帳。選
者、選者、総額は、二小帳
した。

余計係

二小帳5.119千の、補正予算
が、二小帳。二小帳あり

19 番

私、二小帳103の、補正予算
工事、二小帳1.1。総額は、
二小帳。二小帳総額
した。

余計係

358.455ドルもありました。

19 番

＝水の先程＝の類の先程銀行側から。先程下
すね。その差し押ささ小たのていすね。
解除すたかた弁護士を依頼したてすね。

余計係

なし。

19 番

その解除すたかた総額が＝の358.455ドル
あります。

余計係

ありません。

19 番

ありません。

余計係

＝水は、＝のうちから正東高のありすたから。その
当時すたかたは。差し押さ、当時の金額は136.680
ドル。

19 番

なし。終了です。

12 番

≦小12 新設小学校と 普天間小学校

合計係

普天間第10号≦付すね 新設小学校

12 番

≦小12 ≦付合計11. 136. 000ト余付すね。

合計係

付すね。

12 番

≦小1211. 完成(250)ト付すね。

合計係

付すね。

12 番

研%付すね。

合計係

≦小12. 工事 小12が小12選付すね。

12 番

11元. 牙護士

合計係

牙数料の4分以下. 5分以下. 11元. 11元

とらるが、4分以下、8分以下とらるは、5分以下に10
りある。

12 番

これは、とらるは、5分以下に10分を依頼し、2分以下、
とらる方は、10分以下に10分を10分。

合新係

い、甲申相互銀行に10分、外3社から、飯島
之知合を迷った、来、2分以下、5分以下、10分
以下、金額も残った、10分以下に10分。

12 番

相互銀行から押され、10分以下。

合新係

とらる。相互銀行外3社、計4社から10分。

12 番

これは、押され、10分以下。

合新係

教育委員会から10分。

12 番

これは、とらる。とらる。目的に10分。

.....

会計係

二水工事を中止し、工事の中間に工事を中止
 した款を付す。又、工事を中止した残りの工事分
 に対する未払金の款を付す。工事を残った所
 りの工事を、工事を残った所の残余を全部押
 えりし、工事を付す。又、着から中止し、要領を
 要領者へ送り、差押えを受けし工事を付す。
 中止した工事を進めし工事を付す。二水金を
 払いし工事を付す。又、差押えを受けし工事を付
 す。中止した工事を残った所の工事を、工事を
 残った所の金を付す。二水は、琉球各地に払うべき
 金は、工事を付す。又、裁判所に対し、工事を
 差押えし、工事を付す。又、工事を付す。又、工
 事を付す。又、工事を付す。又、工事を付す。

議 案

- 休憩の取（約3時 10分）
- 両陣の取（約3時 40分）

1 番

二水の予算の合計年度も明日の二水に
 付す。二水の増大は、各款の増大は、二水
 の増大は、二水の増大は、二水の増大は、二水

会計係

二水、二水の二水。

1. 審

5頁の2款1項 小学校費、同1の2款2項の
中学校費のうち、扶助費、小学校の市会が財源
の内訳が36万。中学校の場合が132万と
その補助指令は毎月に各々の通りです。

合計係

二水は、そのと調へておきます。

1. 審

質問を踏みます。くり返す様にお知らせ。
合計年度は明日の12時までにあります。その
おりに拘ります。予備費がその補助予算に表われ
ています。1,295万とあります。
確。1972教育予算にくり越は1万円と訂正
してあります。1,295万と有知の学校建設
に充て13万と考へておきます。1972年度に充
てておきます。

合計係

二水は、補助金の指令が実は6月30日付に
教育関係の市会。7月1日に来たのが、その人にお
いて。そのためにその予備費の残額を17万
がその残りの通りです。補助金の追加が
その場合、或いは予算内の変更に充てた
の用意をいたします。その残りの予備費は考へてお
きます。

1 番
1 番の質問の答を以下に

会 休
4月16日の指令をございませう。

議 休
休憩の次はございませう(16時44分)
再開の次はございませう(16時59分)

議 休
本業に力を入れた。質疑の段階に継続審議を
170分以内と思ひます。即興議をございませう。

(即興議の呼びかけ)

議 休
即興議をございませう。継続審議と訂正
は決定の次はございませう。

議 休
手前10分以内170分を過ぎ。本日の日程は
刻々消化をせざるありませう。時間を
延長(次)と思ひます。即興議をございませう。

(即興議の呼びかけ)

議 休
即興議をございませう。時間延長を
延長する

ニハハ決是ハハハ(2)

議 決

休 日ハハハ(10月4日)

再 開ハハハ(10月4日)

議 決

次ハ日程ハ第27号議案第60号教育ニ係ルニ起テ
ニハハノハハハ。継続審議中ナリヨリヨ。再ハ本日
議題トシテ取リ上ルルニ思ハヨリ。

議 決

本案ニ対シテ質疑ヲ許シヨリ。

1 審

別款ノ償還及償還方法ノハハハ。7ノ償還
財源ノ一般財源トシテハハハヨリヨ。其レ
ハ市ノ負担金。ツヨリ教育基準財政需要額内ノ負
担金ノ一般財源ハハハヨリヨ。其レモ教育基
準財政需要額。別ノ上積金ノ一般財源ハハハ
ヨリヨ。其レハ14年ハハハヨリヨ。市債ノ約束
ハハハヨリヨ。

会計係

上積金ノ一般財源トシテハハハヨリヨ。

1 審

市債ノ償還ハハハヨリヨ。其レハハハハヨリヨ
ヨリヨ。

市長

受り107735

1番

償還年次計画表をござりませう。その計画表に
57735と。1回に100000ドルも借入水不足
をさし107735と。体育館建設のため1回、1
回に80,000ドルも必要をござりませう。

会計課

借り受ける。今100000ドルを1度に80,000
ドルと1人だけとす。工事の高がさす。会計課
の赤字形を出し来すと思ひませう。その水を会計課
計画に100000とす。一応利率は10%であ
る程度変更があるも解りませう。

1番

111. 解りませう。

議長

質疑もその様ありませう。質疑を終り
たと思ひませう。即興議をござりませう。

(異議なしと呼ぶ)

議長

即興議をござりませう。質疑を終り、討論
を求めませう。

議 長

討論を省略をいたすに思ひます。仰異議
ごぞいのやせんか。

(異議なしとす)

議 長

仰異議ごぞいのやせんか。討論を省略いた
すに。表決に付しとす。

議 長

議案第60号教育費の起すに付しとす表
決に付しとす。

議 長

原案通り承認すに付しとす。仰異議ごぞいの
やせんか。

(異議なしとす)

議 長

仰異議ありやせんか。原案通り承認すに
付しとす。決定をいたしとす。

議 長

休開いたす(午後四時五分)

再開いたす(午後四時十分)

おりのこと、児童の士との連携の関係を以上の
案の通り相同のしくみで思ひます。

会評係

先ず最初の即席同様に、これからは
と、道義上おけるべきだと、これもありたい。即
指掛の称は厚生年金と並び含むべきだと、
これからはおもしろい。これは申部の方で合
時と、これはおもしろい。当初予算は、ソ
医療保険と社会福祉とに分けてありたい。次の
概算を考へたいと思つておりました。

19 番

これはおもしろい。これは厚生年金保険法から
おもしろい。雇傭法から、これは週内以内
おもしろい。その資格者たるものは、おもしろい
おもしろい。準備費もかゝりある。おもしろい。おもしろい。おもしろい。
おもしろい。支出を、おもしろい。9月の或いはおもしろい。
おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。
おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。

会評係

おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。
おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。

19 番

おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。
おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。
おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。おもしろい。

合新保

そのこと

19 番

そのことあつたこと。身分保証という面からは。どういふも早退のやうなやうなものである。もう既に任にまかされたことであるから、これを解りつたこと。あつたことである。教育委員会という立場から、もう一人にやうなことをいう校長も解り持たないことである。早退のやうな任にまかされたことである。執行をいふべきにやうなことをいふ考案方の人である。やうなものである。

教育委員

今の市議会の身分保証のことはいふことである。

19 番

身分保証というものは、更生年令保険性がある。そのことがあつた。やうな準備さしで、時業からあつた。15日以内のやうな手続をやらせられたことである。使用者の義務といふ人達ももう既にそのことあつたこと。雇入れの準備さしというものは、だから既にやうな準備さしである。そのことあつたこと。身分保証のやうな準備さし。更生年令保険性である。その準備さしの手続をやらせられたことである。

にせよ人不足。これは使用者の責任にあり義務に所
る額に人不足。これら 72年度の予算の中に入らぬ
組に入れられぬ。組に入れぬものは 9月の段
階に押込をすべし。予備費からてもその旨も
を支出し得る。早く資格取得手続を
せしむ。出来は「かき」にせよ人不足。

教育委員会

その委員の委員合の決定は 10月3日人不足
計に記入す。

19 番

既に更生年金保険法に抵触する旨から
早急に頂かすにせよ。色々の問題をいふ
と人不足。これは早急にその旨に予算指
遣がされぬ。その旨に 10月3日下
に記入す。これは早急に頂かすに思
ふ。この旨の問題。図書館の貸金の問題に
す。これは 10月3日とす。

余計係

これは、予算の単位にありす通り。いふ中
政府から正式に職員が派遣されぬ。その旨
の圖書の整備費。いふ中 慶担金交付金
の中に入らぬ。貸金への採用に貸金への形
への新設 10月3日人不足。最低賃金の関係は
人不足に思ふ 10月3日。

19 番

雇傭関係といふのは實際にある訳かどう。
それの関係は何かと考へて可い。

教育委員長

雇傭関係は、これの37ドゥイイワ。これは去年
学校からの要請も去年はこれだけの額で済んだ人だ
が。P.T.A.の雇傭といふ事は、委員会としては先
程申し上げられた様に、その負担金の方に入して
ある人だ。P.T.A.が雇傭して、それを対して補
助する形にしたいと可い。

19 番

全一市の委員会の方から出ている訳か
どう。

教育委員長

そう可い。

19 番

児童の工場の件は、児童解の事
は可い。

教育委員長

工場の件は、小学校と中学校の児童は
大人だ。洗濯費を払って、委員会から委員会の
予算を払って、児童解の事だ。
これは、その委員会としての決定は、可い
やん。話し合ふ。和らげやん。これは、各小学校、中学

校と話し合っから思ひます。委員会に、どうしようかという事は、まだ決定は有りません。

1 番

72年度の款5項雜入。7,200ドルの予算計上をござります。説明欄にござります。説明の項にござります。

合計係

普天同航隊からの残物、掃物の下請契約の件。得る収入は有りません。

1 番

72年度の雜入の7,200ドルを計上するに当り普天同航隊の基地からの残物塵芥の下請契約の収入はござります。予算計上の段階に普天同航隊司令部と折衝はござります。その額は確約はござります。

合計係

市の方の雜費委員会が組織を470137の件をその書類の担当は703の方から連絡がござります。その事を準備する様にとござります。連絡を受け70137です。

1 番

その準備進めの様にとござります。報告はござります。相手が70137です。

会討係

親の明承は中々有りません。中は従来に入札
の事について有りです。

1 番

5/14. 独自の調査の結果を報告する事。
7,200ドゥル。

会討係

今の所、やり始めです。

1 番

やり始めは、確実にやり始めるといふ事は、はっきり
して有りません。

会討係

下請者を準備する様に連絡を要して有り
ます。確実に見て有りです。

1 番

現在よりこの親書委員の委員長はどの位か
を報告する事。

会討係

旭町市の市長に人々有りです。

1 番

市長にこの7,200ドゥルの予算計上はどの位の経過
の說明を要する事。

年 次

7.2004年11月25日付の報告書に、報告書に10月9日
せん。

1 番

72年度に10月3日の航空隊からの報告書
を以下請の資料に11月に入力した説明を
10月11日、11月13日連絡をうけたい。

年 次

直接の連絡は11月10日せんが、今年も新しく
入札者と選定した者、下請業者を選定した者
への電話連絡が25日あり、その電話連絡が
あり、11月10日せん。
その類に11月11日、全額に11月10日せん。

1 番

11月13日10日せん。終了。

14 番

只今の19番の質問に対する回答の中に
図書館業務は、P.T.Aの権限に10月3日と
11月10日せん。その図書館業務は11月10日
P.T.Aの権限に10月3日せん。その教育
委員会が教育行政の中に属する業務は10月3日。
その辺りの見解を10月11日せん。

教育次長

政府に11月11日、図書館司書に10月3日せん。

今のところは、等級数の多いところは、政府予算の枠内にとり、図書館司書は、配属して取りまわすけれども、その等級数の規模の小さいところは、今のところは、そういう大きな図書館司書は設置して取りません。その小さな学校のものに対しては、委員会をい、そういう大きな図書館の経営をさせる枠で行はるという款もあり得る。

14 番

図書館。実際に各学校の図書館がござります。委員会をい、私の見解から、当然委員会をい、そういう大業務を見るのが当然じやないかと考ます。その大のことは、いかにするかと。

教育次長

委員会をい、政府からのそういう大責任の図書館を配属するのを、持っている款もあり得るけれども、現状は、それが行なわれておりません。そういう大枠は現状は、なっていないと思っております。

14 番

と初めに言われるは、委員会業務の中は、伴うという事は、考え方は、和ありとある款も有り得る。

教育次長

はい。

じは、いかに思ふが、いかに人員の少
 くの生徒数が少い学校の図書館の少く
 とも、いかに学校の解釈を、いかに
 得ていかにいかに。私疑問に思つてお
 ります。いかにいかに、いかにいかに
 も、いかにいかにいかに、いかにいかに
 いかにいかにいかに。いかにいかに
 いかにいかにいかに。いかにいかに
 いかにいかにいかに。いかにいかに

11 番

18頁の11節の需要費の中の特種活動費は300ドルの2校分計上されておりました。

＝この種の特種活動費というものはこの中に含まれておりました。同時に13頁にも500ドル計上されておりました。＝この所説明並みの10頁の退職手当6,000ドル。＝この種の特種活動費は退職金に含められておりました。＝この種の特種活動費の説明願います。

教育費

＝この教育振興需要費の中の特種活動費は別項に記してあります。＝この種の特種活動費は、この種の特種活動費に使用された。＝この種の特種活動費は、この種の特種活動費に使用された。＝この種の特種活動費は、この種の特種活動費に使用された。

11 番

普通の学校の種々の体育活動、その活動費は

教育費

体育と文化から文化的なクラブ活動もあつた。クラブ活動は、体育的と文化的の両方に別れておりました。＝この種の特種活動費は、この種の特種活動費に使用された。＝この種の特種活動費は、この種の特種活動費に使用された。

11 番

今更のイヨラセニヨリ「フタ」送部イマド。

教育長

イハ、フタ「送部」イマド。

11 番

小中学校モセマド。

教育長

イハ、小中学校モ両方同ニ務ムアリマド。

11 次ノ退職手当ノコト

会計係

ニハ、各々一人ノ「退職手当」イマド。

11 番

6,800ド「計」シ「マ」ル「ハ」各々イマド。

会計係

イハ、甲中学校モ「マ」ド「マ」ル。小中学校モ各々一人ノ「マ」ル。甲中学校方「柳」奨「退」職イマド。

11 番

ニハ、一般ノ「教」員イマド。

会計係

イハ、甲中学校「柳」奨「退」職イマド。

要は、このようにせんじせむ、34年以上のものは希望
 した方が多い時は、その事情を聞いて34年
 以上はあつても、54年満たすといふ、いさぎよくあ
 ります。その54年以上或は74年、84年のも
 とも又移動がなければという条件もあつても
 可なりです。だからこれは中部地区の全体
 を見わたらう。移動の範囲というものが、殆ど
 どの地域、直野津、奥州、奥志川にわたるとい
 外の地区からはこの44所に集中していくとい
 可なりです。その際、この関係も、54年を以
 標準に決めたものは、74年のも、或は
 84年のも、部内といふのは、教員もそれ
 に出て来た人といふのも、思つておらうが、
 といふのは、これに決つて来たか、一応54年の
 標準を保つ、移動は、このいさぎよく、とい
 かに考へておらう。

11 番

只今の所説明にしております。一定の標準が
 設定されておる。その標準に際して中央教育
 委員会並に中部連合会の指示もあつて、今人事
 移動が、このようにおるという所説明を、さ
 りておる。その中、54年以上、かつ移動が
 なければ、若干おらうといふことは、あ
 ります。その根拠は、この、さういふ、理解
 がある。そのせんじせむ、さういふ、職員の物
 質、差別のし、このいさぎよく、現実にお
 場合当然、その人達を一応の対象に、いさぎ
 よく、さういふ、感ずる、さういふ、さういふ

開いたに於ては、議案運送委員会之指し
に「々思」す。

議案

以上を以て、本日之日程を終了す。
尚明日午前10時より開会す。

散会 (午後4時49分)